

平成30年度答申第77号
平成31年3月15日

諮問番号 平成30年度諮問第78号（平成31年2月5日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 特定中国残留邦人等に対する一時金支給申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 関係法令の定め

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）は、①中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者、②中国の地域以外の地域において①に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を「中国残留邦人等」と定義している（2条1項）。
- (2) その上で、永住帰国した中国残留邦人等（明治44年4月2日以後に生まれた者であって、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。）であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの

(同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含む。)に係る昭和36年4月1日から初めて永住帰国した日の前日までの期間(20歳に達した日前の期間及び60歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの期間のうち、支援法13条1項に規定する永住帰国した中国残留邦人等が日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。)については、政令で定めるところにより、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)による被保険者期間(以下「旧被保険者期間」という。)又は国民年金法7条1項1号に規定する第1号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなす旨の特例を定めている(支援法13条1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)1条1項)。

そして、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号。以下「支援法施行規則」という。)13条の2において、上記の「厚生労働省令で定める者」は、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等(永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。)であって、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域においてその者の置かれていた事情に鑑み、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認めるものとする定めている。

- (3) また、支援法は、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した、明治44年4月2日以後に生まれた者であって、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有する60歳以上の中国残留邦人等であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの(同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含む。)を「特定中国残留邦人等」というと定義し、国は、この特定中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定中国残留邦人等の旧被保険者期間及び昭和60年法律第34号附則8条2項に規定する厚生年金保険の被保険者期間並びに国民年金法によ

る被保険者期間に応じ、政令で定める額の一時金を支給することとしている（支援法13条1項、2項、3項）。

上記の「厚生労働省令で定める者」は、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等（永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。）であって、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域においてその者の置かれていた事情に鑑み、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認めるものとされている（支援法施行規則13条の2）。

- (4) 上記の一時金（以下、単に「一時金」という。）の支給を受けようとする者は、「氏名、性別、生年月日及び住所」、「初めて永住帰国した日」など所定の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならないものとされ（支援法施行規則13条の3第1項）、申請者が昭和22年1月1日以後に生まれた者であるときは、申請書に、申請者が上記（2）に規定する中国残留邦人等に該当することを明らかにすることができる書類を添えなければならないものとされている（同条2項6号）。

2 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和30年a月b日、中国A市において、日本国民として本邦に本籍を有する父故P及び母故Q（中国名 Q'）の五女として出生した。

なお、故Qは、もとは中国の国籍を有していたが、故Pと昭和19年1月4日に中国の方式により婚姻し、同日、日本国籍を取得した。

（改製原戸籍謄本（筆頭者：P））

- (2) 審査請求人は、昭和58年6月9日に永住帰国した。

なお、故Pは昭和58年6月9日（審査請求人の永住帰国と同日）に、故Qは昭和63年1月25日に、それぞれ永住帰国した。また、審査請求人の兄弟姉妹である故Pと故Qの長女R（昭和20年c月d日生）は平成10年8月26日に、長男S（昭和21年e月f日生）は昭和63年11月21日に、二女T（昭和23年g月h日生）及び三女U（昭和25年i月j日生）は平成2年10月15日に、四女V（昭和27年k月l日生）は平成元年11月13日に、二男W（昭和28年m月n日生）は昭和58年6月9日（審査請求人及び故Pの永住帰国と同日）に、それぞれ永住帰国した。

(審査請求人に係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書)

(Pの究明用カード)

(Qに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書)

(Rに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書)

(Sに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書)

(Tに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書)

(Uに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書)

(Vに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書)

(Wに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書)

(3) 厚生労働大臣は、平成21年5月28日付けで故Q、平成20年3月28日付けでR、同年5月29日付けでS、平成24年5月30日付けでT、それぞれに係る一時金の支給を決定した。

(Q高橋瑞雲に係る支給決定通知書)

(R高橋真理に係る支給決定通知書)

(S高橋 定に係る支給決定通知書)

(T高橋和華に係る支給決定通知書)

(4) 審査請求人は、平成27年10月16日、厚生労働大臣（以下「処分庁」という。）に対し、申請書を提出して一時金の支給を申請した（以下「本件申請」という。）。

(特定中国残留邦人等に対する一時金申請書（審査請求人作成）)

(5) これに対し、処分庁は、平成28年8月26日頃、「法第13条第3項に定める一時金の支給を受けるためには、昭和25年1月1日以後に出生した方については、ソ連参戦以後の引揚困難事由（留用、中国内戦、中国政府による帰国の不許可など）の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められなければなりません。あなたは、父：P様、母：Q様の五女として昭和30年a月b日に中国で出生し、両親に養育されていました。あなたの両親の残留状況は、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響下において、引き続き中国の地に残留することを余儀なくされたものであったとは認められず、よってあなたは、「昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情があるもの」とは認められませんので却下裁定となったものです。」との却下理由を記載した平成28年8月16日付けの却下通知書（別紙を含む。）によって本件申請を却下した（以下「本件却下処分」という。）。

(却下通知書)

(6) 審査請求人は、平成28年11月16日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、平成31年2月5日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

3 本件審査請求の要旨

審査請求人は、以下のとおり主張して、本件却下処分の取消しを求めている。

(1) 引揚困難事由が明らかであることについて

ア 故Pの事情

(ア) 終戦当時の負傷

故Pは、昭和12年3月にB大学C学部D学科を卒業し、一度中国に渡って日本に帰国した後、昭和18年5月に大東亜省(当時)の派遣教員として再び中国に渡り、E地に住み、初級・高級中学校で日本語教員に従事した。

昭和20年8月の終戦当時、故Pは、しばらくE地(故Qの出身地でもあった)とA地と行き来することがあった。その行き来の際、故Pが乗っていたバスが何者かに銃撃され、故Pは足を骨折して重傷を負ってしまった。

その後、故Pは、妻子を連れてA地に移ったが、骨折のため休養する必要から当時呼びかけられた引揚げに加わるができなかった。

(イ) ゴム製品会社を辞めることができなかった事情

故Pは、昭和23年頃、中国国民党の傘下である資本のゴム工場で働くこととなった。ゴム工場は、共産党政権になった後も続き、昭和26年に会社組織となった。故Pは、子供たちに引揚げのチャンスを失ったと嘆いていた。故Pは、昭和51年に病気で退職するまでゴム工場(ゴム製品会社)で働き、家族を養った。

故Pは、帰国したい意思を持っていたが、ゴム製品会社において技術者のリーダー格であるなど、必要不可欠な人材とされて、会社を辞めることが許されず、帰国できなかった。

故Pが、ゴム製品会社において必要不可欠な人材とされており、会社

を辞めることが許されなかった事情、引揚げが困難であった事情については、勤務先のゴム製品会社から得られた、F公証処公証人証明に係る公証書（甲1号証）及び陳述書（「P様の状況についての説明」）（甲2号証の1、2）、また、同社において故Pの後輩として師事したY氏が作成した陳述書（甲17号証の1、2）により明らかである。

また、このことは、審査請求人ら一家が暮らしていたA地の近所に暮らし家族ぐるみで交際のあった、Z氏の手紙（甲3号証）及び陳述書（甲4号証）においても明記されている。

Z氏は、故Pの家から徒歩5分くらいのところで、家族同士の交流があり、子供の頃から、故Pからよく話を聞いていたところ、故Pがいつも日本に帰りたいと話していたこと、日本に帰りたくても帰ることが出来ないという話を度々聞いていたところであり、少なくとも、故Pが帰国を望んでいたが帰ることが出来なかった事情に関しては、十分に証明力を有している。

(ウ) 以上により、審査請求人に関しては、故Pにおける引揚困難事由を具体的に根拠づける複数の具体的な証拠書類が存在するため、審査請求人に関しても、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと優に認定でき、一時金の対象者として認定されるべきことは明らかである。

イ 審査請求人及びその兄弟姉妹の状況

審査請求人は、出生後、他の6人の兄弟姉妹とともに、故Pの養育の下にあった。そして、既に一時金支給決定を受けている審査請求人の兄弟（R、S及びT）は、中国の地域において居住していた当時は、審査請求人と同様の生活状況にあった事情も合わせ考えると（一時金支給を受けた他の兄弟姉妹の存在を考慮することは、東京地判平成26年6月17日においても行われている。）、審査請求人が日本に引き揚げることなく引き続き中国の地域に居住していたのは、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響の下において、日本へ引き揚げることに困難があり、引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされたという事情に基づくものであると認められる。したがって、審査請求人も一時金の支給要件に該当するものと認められるべきである。

(2) 本件却下処分は法の下での平等に反することについて

審査請求人の姉・兄であるR、S及びTは、支援法13条3項の一時金

支給が認められている一方、審査請求人は認められていない。このような取扱いの差異は、処分庁が平成27年1月16日第3次改正により定めた「昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等による「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第13条第3項の一時金の支給申請に係る事務処理方針」（以下「本件事務処理方針」という。）によって、出生時期を昭和24年12月31日までかどうかで区別していることに基づくものと思われる。

しかし、昭和24年12月31日という時点に特別の意味はなく、一時金支給を認めるかどうかの判断に当たって、出生時期を昭和24年12月31日で区分けする具体的な根拠はない。

本件において、R、S及びTと審査請求人とは、中国で故P及び故Qの子として出生し、中国で兩人に養育された生活状況は全く同じであり、R、S及びTと審査請求人との出生時期の差はわずか数年である。にもかかわらず、一時金支給について一方は認め、他方は認めないという異なる扱いをすることは、著しく不合理な差別であり、審査請求人に一時金支給を認めないことは憲法14条が定める法の下での平等に反する。

むしろ、一時金の支給が認められた審査請求人の兄弟よりも幼かった審査請求人（他3名）は、故P一家の全面的な庇護の下にあり、より一層帰国の手段が絶たれていたことは明らかであり、全く同じ境遇下にあった（むしろ年齢的により一層引揚げが難しい状況にあった）審査請求人に関して、引揚困難事由がなかったと認定すること自体極めて不合理といわざるを得ない。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査請求人が特定中国残留邦人等に該当するか否かについて

審査請求人は、故Pがゴム製品会社を退職することが許されなかったこと及び足の骨折により引揚げに参加できなかったことは、ソ連参戦以後の引揚困難事由に当たり、これらの影響の下、故Pは、引き続き残留を余儀なくされたことから、故Pに養育された審査請求人は特定中国残留邦人等に該当すると主張する。そこで、これらの故Pの事情を検討する。

(1) 故P達定がゴム製品会社を退職することが許されなかったとの主張について

審査請求人は、故Pが民間会社において必要不可欠な人材とされていた

ため会社を辞めることが許されなかったとの事実を主張する。しかしながら、審査請求人による、当該事実がソ連参戦以後の引揚困難事由に該当するとの主張を検討すると、そもそも、単に勤務先である当該ゴム製品会社を退職することが認められなかったことによって、故Pの引揚げが困難となったとはいえない。したがって当該事実はソ連参戦以後の引揚困難事由に該当し得ない。

加えて、終戦後に自ら専門技術技師の募集に応じ、筆記、実技、評価の考査を経て当該ゴム製品会社に採用されたことにも照らすと、故Pは、ソ連参戦以後の引揚困難事由によって、中国に残留したのではなく、自らの意思で中国に残留したものと推察できる。

また、故Pが帰国したくても帰国できない状態であったとする陳述書について、陳述人（Z氏）は昭和23年生まれであり、審査請求人の出生時期及び後期集団引揚時期において、2ないし5歳であることから、当時の状況を正確に把握できたとは言い難い。

(2) 故Pが足の骨折により引揚げに参加できなかったとの主張について

審査請求人は、故Pは足を骨折して重傷を負ったことから引揚げに加わることができなかったと主張する。

しかしながら、審査請求人は、故Pの骨折の程度、治療に要した期間等の詳細を何ら述べておらず、当該骨折の詳細は明らかでない。さらに、当該骨折の存在を客観的に裏付ける証拠はない。

したがって、審査請求人が主張する故Pが足を骨折して重傷を負ったとの事実をソ連参戦以後の引揚困難事由と認定することはできない。

2 審査請求人の本件事務処理方針の定めが憲法14条に反するとの主張について

審査請求人は、「事務処理方針の定めにより、出生時期の差がわずか数年である審査請求人の姉、兄には一時金が支給され、審査請求人には支給されないのは著しく不合理な差別であり、憲法第14条に反する。」と主張するが、出生年によりその者の置かれる状況は大きく異なることから、同じ中国残留邦人等であっても、特定中国残留邦人等であるか否かの判断について、本件事務処理方針において出生年により異なる審査基準を設けることは合理性を有するものである。合理的な理由に基づく本件却下処分は憲法14条違反に当たらない。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下

処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手續は次のとおりである。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるG（以下「審理員G」という。）、同室総括審理専門官であるH（以下「審理員H」という。）及び同室企画調整専門官であるI（以下「審理員I」という。）を指名し、うち審理員Gを審理員の事務を総括する者として指定した。

イ 処分庁は、平成29年4月28日、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

ウ 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、審理員Gの指名を取り消し、大臣官房総務課審理室長であるJ（以下「審理員J」という。）を指名するとともに、審理員Jを審理員の事務を総括する者として指定し、平成29年12月1日付けで、その旨を審理関係人に通知した。

エ 審査請求人は、平成30年2月27日付けで、審理員に対し、反論書及び関係資料を提出した。

オ 審査庁は、審理員H及び審理員Iの指名を取り消し、大臣官房総務課審理室総括審理専門官であるK及び同室審理専門官であるL（以下「審理員L」という。）を新たに審理員に指名し、平成30年4月2日付けで、その旨を審理関係人に通知した。

カ 処分庁は、平成30年4月24日、審理員に対し、再弁明書を提出した。

キ 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、審理員Jの指名を取り消し、大臣官房総務課審理室長であるM（以下「審理員M」という。）を指名するとともに、審理員Mを審理員の事務を総括する者として指定し、平成30年7月31日付けで、その旨を審理関係人に通知した。

ク 審査請求人は、平成30年7月27日付けで、審理員に対し、再反論書及び関係資料を提出した。

ケ 審理員Lは、平成30年10月22日付けで、審理関係人に対し、審理

手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する
予定時期が同月29日である旨を通知した。

コ 審理員Mは、平成30年10月23日、審査庁に対し、「審理員 M」
作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Lは、同日付けで、
審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、本件申請から諮問書の提出までの各手続に要した期間は、以下の
とおりである。

本件申請	: 平成27年10月16日
本件却下処分	: 平成28年8月26日頃
	(本件申請から45週間)
本件審査請求受付(審査庁)	: 同年11月16日
審理員指名	: 平成29年1月17日(審査庁受付から8週間)
審理員意見書提出	: 平成30年10月23日
	(審査庁受付から100週間)
諮問書提出	: 平成31年2月5日
	(審理員意見書受付から15週間)

(2) 本件審査請求申立てから本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記
(1) 記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として
「審理員 M」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に
「なお、本意見書は、審理員K及び審理員Lとの合議によって作成したもの
である。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理
員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくこと
が望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思
料する。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不
当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 支援法は、その目的を「今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦
に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀な
くされた中国残留邦人等及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年
にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、中国残
留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した中国残留邦人等及
び特定配偶者の自立の支援を行うこと」と定め、

① ソ連の対日参戦日である「昭和20年8月9日」以後の中国の地域における混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者、

② 中国の地域以外の地域において①の者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者

を、「中国残留邦人等」と定義し、それらの者らの保護を規定していることからすると、上記の「今次の大戦に起因して生じた混乱等」とは、主として、ソ連参戦に起因して生じた混乱を指すものであると解するのが相当であり、支援法2条1項1号にいう「中国残留邦人等」とは、ソ連が参戦したことによる直接の影響として生じた混乱の下において、本邦に引き揚げることなく引き続き居住することを余儀なくされた者に限らず、国民政府軍又は中国共産党軍による留用による影響、中国の内戦による影響、集団引揚げ以外の個別引揚げが中国政府による帰国の不許可などにより困難であったことによる影響などのソ連参戦以後の引揚困難事由に起因して、本邦に引き揚げることなく引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされた者も含むと解するのが相当である。

そして、支援法13条各項は、永住帰国して本邦内に住所を有する「中国残留邦人等」のうち、「特定中国残留邦人等」に限って国民年金の特例等の適用を受けるという特別の保護を与えることとし、その要件として、①明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた者と、②同日後に生まれた者とを区分し、①に当たる者については、同日までの間には中国の地域に居住していた者の大部分が引き揚げるに至っており、同日以前に生まれたが引き揚げるに至らなかった者については、それがソ連が参戦したことにより生じた混乱によること又はソ連参戦以後の引揚困難事由の影響によることが強く推定されることから、一律に特別の保護を与えることとし、②に当たる者については、その者が置かれていた具体的な事情によっては、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響の下において、本邦へ引き揚げることには困難があつて引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされたという場合があることから、個々の事案に応じて、厚生労働大臣が同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあると認める場合には

保護を与えるものとしたものと解される。

この点、処分庁は、上記の事情にあると認められるか否かを判断するに当たっては、本件事務処理方針を定め、①支援法施行規則13条の3に定める申請書類が提出されていること、②申請日において60歳以上であること、③永住帰国者証明書等を交付されていることの各要件を満たすほか、④a 昭和24年12月31日までに出生した者であること、又は④b 昭和25年以降に出生した者であって、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であることのいずれかを満たすことを要件として判断するとして、実質的に、一律に認める範囲を昭和24年12月31日までに出生した者にまで拡大して運用することとする一方、ソ連参戦から4年以上経過した昭和25年以降に出生した者については、個々の事案に応じて具体的に、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響の下において本邦へ引き揚げることに困難があつて引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされたかどうかを判断する運用がされている。

昭和25年以降に出生した者についてのこのような運用は支援法及び支援法施行規則の趣旨に沿ったものというべきであるから、昭和25年7月17日に出生した審査請求人については、一時金の申請時に添付された資料等に基づいて、同人の置かれた事情を具体的に検討した上で、同人がソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められるか否かを実質的に判断する必要がある。

(2) そこで、この点について検討する。

ア 審査請求人は、終戦後の昭和30年a月b日生まれであり、その年齢からして、同人がソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であるか否かについては、特段の事情がない限り、出生後同人の養育監護を行っていた両親について、その事由の有無を検討するのが相当である。

イ そこで、審査請求人の父である故Pの帰国までの状況をみると、次のような事実が認められる。

a 故Pは、昭和12年3月にB大学のC学部D学科を卒業し、昭和20年8月の終戦当時は、大東亜省（当時）の派遣教員としてE地において初級・高級中学校で日本語教員として働いていたが、終戦により、教員職を停職となった。

(甲9号証「證書」)

(甲12号証「卒業證書」)

- b その間の昭和19年1月には、中国出身の故Qと結婚し、昭和20年c月には長女Rが誕生した。

(改製原戸籍謄本(筆頭者:P))

- c 昭和20年9月には、A市に移り住み、臨時仕事をしながら生活をしていました。

(『昭和25年以降に出生した者であって、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であること』の調査書)

- d 昭和26年3月には、A市内のゴム製造工場の専門技術技師の募集に応募し、筆記・実技などの考査を経て採用され、ゴムの化学分析研究、カラーボールの配合などに従事した。

なお、同工場は、採用時は、個人企業であったが、その後、国と民間の共同経営に移行し、事業規模も拡大した。

(甲2号証の2「P様の状況についての説明」)

- e また、故Pと故Qとの間には、昭和21年e月f日には長男Sが、昭和23年g月h日には二女Tが、昭和25年i月j日には三女Uが、昭和27年k月l日には四女Vが、昭和28年m月n日には二男Wが、昭和30年a月b日には審査請求人がそれぞれ誕生した。

(改製原戸籍謄本(筆頭者:P))

- f 故Pは、昭和51年7月、上記のゴム製造工場を退職した。

(甲1号証「公証書」)

- g 故Pは、昭和52年頃から日本国内の知人らに連絡を試み、一度日本へ帰国したいとの意思を示すようになり、昭和54年には厚生省に一時帰国を申請し承認されたが、本人の健康が優れなかったために実現しなかった。

(『昭和25年以降に出生した者であって、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であること』の調査書)

- h その後、昭和58年6月、二男W、審査請求人とともに、日本に永住帰国した。

ウ 審査請求人は、「故Pは、帰国したい意思を持っていたが、ゴム製品会社において技術者のリーダー格であるなど、必要不可欠な人材とされて、会社を辞めることが許されず、帰国できなかつた。」旨を主張する。

確かに、故Pが、その時期はともかく、就職したゴム製造工場の技師として重用されていたことは認められるが、故Pは、昭和26年3月頃、同社の募集に応じ、考査等を経て採用されて就職したものであること（甲2号証の2「P様の状況についての説明」）、就職当初、同工場は個人経営の事業所であったことからすれば、故Pが、自らの意思に反して、国民政府軍又は中国共産党軍による留用によって、同工場での就業及びその継続を余儀なくされたものとは認められない。

また、審査請求人は、昭和20年8月の終戦当時、故Pは、E地とA地と行き来していた際に、乗っていたバスが何者かに銃撃され、故Pは足を骨折して重傷を負ってしまい、そのため当時呼びかけられた引揚げに加わることができなかつたとも主張するが、その具体的な事実関係は明らかでなく、その後、A市に転居し、昭和26年3月にはゴム製造工場で稼働していることからすれば、上記の負傷をもって、本件の一時金支給の前提となる事情の存在に当たると評価することは困難である。

その他、本件に現れた他の資料を検討しても、故Pとその一家が、ソ連が参戦したことによる直接の影響として生じた混乱や、ソ連が日本人の本国送還について何らの措置を採らないまま撤退したことによる影響、国民政府軍又は中国共産党軍による留用による影響、中国の内戦による影響、中国政府によって帰国が許可されなかつたことなどのソ連の参戦以後の引揚げ困難事由による影響によって日本への引揚げが困難であったと認めるに足る資料はない。

エ 審査請求人は、R、S及びTと審査請求人とは、中国で故P及び故Qの子として出生し、中国で両人に養育された生活状況は全く同じであつて、出生時期の差はわずか数年であるにもかかわらず、一時金支給について異なる扱いをすることは、著しく不合理な差別であり、審査請求人に一時金支給を認めないことは憲法14条が定める法の下での平等に反すると主張する。

しかし、支援法13条1項においては、対象とする範囲を「昭和21年12月31日以前に生まれたもの」として一律に取り扱うことを定める一方、支援法施行規則13条の2においては、中国の地域において「そ

の生まれた日以後中国の地域（中略）においてその者の置かれていた事情にかんがみ」「昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるもの」と厚生労働大臣が認めるものとして個々具体的に判断することが前提とされている。そこで、本件事務処理方針によって、昭和24年12月31日までに出生した者についても一律に支援法施行規則13条の2に該当するものと取り扱うことについては、そのように救済範囲を拡大した運用が適当かという問題はあるとしても、ソ連参戦から4年以上経過した昭和25年以降に出生した者について、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響の下において本邦へ引き揚げることには困難があつて引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされたかどうかを個々の事案に応じて具体的に判断すること自体は、同施行規則の趣旨に沿ったものといわざるを得ない。

そして、審査請求人のように昭和25年以降に出生した者について、個々の具体的な事情に基づいてソ連参戦以後の引揚困難事由の有無を判断した結果、一時金の支給について、審査請求人に対する取扱いと、このような個々具体的に事情を勘案しない審査請求人の母、長姉、次姉及び長兄とは異なる取扱いが生じることもやむを得ないものであり、これが法の下での平等に反するものとはいえない。

オ 以上によれば、本件却下処分が違法又は不当であるとは認められない。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ